

平成31(2019)年度

人権教育推進の手引



栃木県教育委員会

はじめに

基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の施行から、既に70年が経過しています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状を見ますと、同和問題をはじめ今なお不当な差別が存在し、国際化、高度情報化、少子高齢化等による社会構造の変化や価値観の多様化、さらに大規模な災害に伴う新たな人権に関わる課題も生じております。これらの課題解決を通じて、人権が尊重され差別のない社会を実現するためには、人権教育の果たす役割は益々重要になってきています。

県教育委員会においては、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、県内のすべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、人権教育を積極的に推進しています。

また、「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」においては、本県教育の基本目標の達成に向けた15の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」に取り組むこととしています。

この「人権教育推進の手引」は、人権教育を推進する上での基本的な考え方や今年度の主要事業、参考資料等を掲載するなど、本県の人権教育の取組を分かりやすくまとめたものです。学校教育・社会教育において、この手引を有効に活用し、人権教育の積極的な推進に努めていただきますようお願いいたします。

平成 31 (2019) 年 4 月

栃木県教育委員会教育長

目 次

はじめに

栃木県人権教育基本方針	1
-------------------	---

I 人権教育の推進

1 人権教育の基本的な在り方	2
2 人権教育の目標	3
3 人権教育推進上の努力点	4
4 人権教育推進上の留意事項	5
5 人権教育推進の内容	6
6 人権教育推進の具体策	8

II 人権教育主要事業

1 人権教育推進体制の充実に向けた支援	1 2
2 人権教育指導者の養成と資質・能力の向上	1 2
3 学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進	1 3

III 参考資料

◇ 様々な人権問題	1 6
◇ 人権教育関係研修予定一覧	1 8
◇ 人権教育関係DVD教材一覧	2 0
◇ 人権教育をめぐる国内外の動き	2 2
◇ 栃木県教育振興基本計画 2020－教育ビジョンとちぎ－	2 3
◇ 栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）【概要】	2 4

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成13年11月6日決定

平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

I 人権教育の推進

県教育委員会は、「栃木県人権教育基本方針」（平 13. 11. 6 決定）に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（平 15. 4. 1 施行）及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内すべての学校すべての地域において人権教育を推進する。【P-7 参照】

その推進に当たっては、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」【P-23 参照】の基本施策の一つである「人権尊重の精神を育む教育の充実」のもと、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」に取り組むとともに、すべての教育活動を通じて「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」「豊かな人間性に関すること」「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うことで、人権尊重の精神の涵養^{〔※1〕}を図っていくものとする。

1 人権教育の基本的な在り方

(1) 人権の意義

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味する。

(2) 人権尊重の理念

人権尊重の理念とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえる。

(3) 人権教育の意義

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を意味する。

(4) 人権教育の目的

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とする。

(5) 人権教育の推進

学校教育及び社会教育それぞれの分野の特性を踏まえて推進する。

【学校教育】^{〔※2〕}

幼児児童生徒の発達の段階に即しながら、保育、各教科等、各教科・科目等^{〔※3〕}の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促す。

【社会教育】

生涯学習の推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深める。

〔※1〕人権尊重の精神の涵養（かんよう）

一人一人がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくこと。

〔※2〕学校教育

本手引においては、義務教育学校の前期課程を小学校、後期課程を中学校と、また、中等教育学校の前期課程を中学校、後期課程を高等学校とそれぞれ読み替える。

〔※3〕保育、各教科等、各教科・科目等

「保育」とは、幼稚園における遊びや生活を指す。また、「各教科等」とは、小学校においては、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を、中学校においては、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を指す。「各教科・科目等」とは、高等学校等における各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動を指す。

2 人権教育の目標

生涯学習の観点に立ち、生涯各時期における人権教育の目標を、次のように設定する。

(1) 幼 児

人権尊重の精神の芽生えとしての感性や望ましい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てる。

(2) 小学生

豊かな人間性や自尊感情^[※4]を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

(3) 中学生

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

(4) 高校生

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題【P-16・17 参照】に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

(5) 成 人

人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚^[※5]を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識^[※6]を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。（※初等中等教育を修了した青年も含め、すべての成人を「成人」として示す。）

「成人」目標の留意点

「成人」の中の特に保護者と高齢者については、次の点に留意する。

・保護者について

学校で推進する人権教育を理解し、家庭においても深めていけるようにする。

・高齢者について

様々な人権問題を正しく認識し、差別のない明るい地域づくりの相談役等の役割を果たしていけるようにする。

[※4] 自尊感情（セルフエスティーム）

自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を認め好きになる感情のこと。欠点もあるが自分らしく生きようとする自分を受け入れることは、他者を自分と同じようにつなげる。

[※5] 人権感覚

人権が尊重されていることに気付くとともに、人権が偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったりしたとき、いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚（センス）のこと。

[※6] 人権意識

豊かな感性を基盤に磨かれた人権感覚と人権にかかわる学習で得た知識や技能が一体化して、偏見や差別の不合理性を認識し、自分自身で対応しようとする意思のこと。

3 人権教育推進上の努力点

学校教育及び社会教育においては、人権教育を推進する上で相互に連携を図り、それぞれの分野の特性を踏まえ、次のことに努める。

県教育委員会は、関係実施主体^{〔※7〕}に対して指導・助言を行うとともに、指導者の養成や研修の実施、指導資料や教材等の作成・提供などの支援を行う。

(1) 学校教育

- ア 教育計画を点検・評価し、人権教育が教育活動全体を通じて効果的に行われるように改善を図りながら推進体制の充実に努める。
- イ 幼児の発達段階に即し、遊びを中心とした保育において計画的に豊かな人間性を育むように努める。
- ウ 児童生徒が発達の段階に即し、教育活動全体を通じて、社会生活を営む上で必要な人権に関する知識・技能・態度などを身に付けられるようにする。特に、各教科等、各教科・科目等の授業では、それぞれの特質に応じて、人権意識に関すること（人権一般及び様々な人権問題）を計画的に学習できるようにする。
- エ 個々の教育活動ごとに「育てたい資質・能力等」【P-9 参照】を設定することに努める。
- オ 道徳教育との関連を重視するとともに、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など豊かな体験の機会の充実に努める。
- カ 人権が尊重された雰囲気や環境（言語環境・学習環境等）づくりに配慮し、一人一人を大切にした学級経営に努める。
- キ 人権や人権教育に関する研修を組織的かつ計画的に実施し、教職員の人権意識を高めるなど、資質・能力の向上に努める。
- ク 社会教育との連携を図るとともに、保護者に対する啓発活動を促進し、家庭や地域社会と協力しながら学校で推進する人権教育の学習効果が高まるようにする。

(2) 社会教育

- ア 推進計画を点検・評価し、人権教育が各種事業を通じて効果的に行われるように改善を図りながら推進体制の充実に努める。
- イ 豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、規範意識など人間形成の基礎を育むために就学前からの家庭教育の充実に努める。
- ウ 公民館等の社会教育施設において、人権に関する学習を取り入れた学級・講座等を開設したり、ボランティア活動等の体験活動の機会を充実したりするなど、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の提供に努める。
- エ 学級・講座等における人権教育のねらいを設定するよう努める。
- オ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、参加体験型学習（以下「ワークショップ」と記載）^{〔※8〕}を取り入れたり、人権に関する身近な課題を取り上げたりするなど、学習効果や学習意欲の高まるような学習プログラムの開発に努める。
- カ 人権が尊重された雰囲気や環境の中で学級・講座等が進められるよう、一人一人を大切に温かな雰囲気づくりや人権に配慮した学習環境づくり等に努める。
- キ 人権教育を推進する指導者を計画的に養成するとともに、指導者の資質・能力の向上を図るための研修の充実に努める。
- ク 学校教育との連携を図り、人権教育を総合的かつ効果的に推進できるように努める。

〔※7〕実施主体

本手引における「実施主体」とは、教育委員会、学校、社会教育施設等を指す。

〔※8〕参加体験型学習（ワークショップ）

参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら人権感覚や人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習のこと。本県では参加体験型学習をワークショップと呼んでいる。【P-11 参照】

4 人権教育推進上の留意事項

推進に当たっては、幼児児童生徒や学習者の実態、学校、家庭及び地域社会等の実情に応じ、教育の効果を高めるため次に示した留意事項に配慮する。

(1) 指導者の資質・能力の向上に向けた取組

指導者は、人権が尊重された社会の実現を目指す真摯な姿勢が大切であることを自覚し、指導に当たるようにする。そのために、基本的人権などの人権一般についての認識を深めるとともに、様々な人権問題を自分自身の問題としてとらえ、現状を正しく把握するなど、自ら研修に努めるようにする。特に児童虐待や性的マイノリティなど、近年顕在化している人権問題に対する理解を深め、時代の変化に対応するための取組を行う。

(2) 教職員の人権意識の高揚に向けた取組

教職員の言動は、日々の教育活動の中で、幼児児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上で、極めて重要な意味をもつ。そこで各学校は、教職員による体罰や不適切な言動が幼児児童生徒の人権を侵害する行為であることを踏まえ、教職員の人権意識の高揚を図るため、人権教育を現職教育の項目に適切に位置付ける。

(3) 同和問題への取組

同和問題については、人権教育の中における重要な人権問題の一つとして位置付け、法律の制定やこれまでの取組の成果を踏まえながら、残された課題解決に向け改善や充実を図りつつ、計画的かつ効果的に取り組む。

(4) いじめや暴力行為等の解決に向けた取組

いじめや暴力行為等については、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であり、解決しなければならない課題であることを深く認識する。特に、いじめや暴力行為等の未然防止に向け、児童生徒が自他の人権の大切さを認め合うことができるようにするとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して取り組む。

(5) 学習内容及び方法の改善・充実に向けた取組

学習を進めるに当たっては、指導資料を活用したり、知識伝達型の学習に加えて参加体験型の手法による学習を取り入れたりするなど、学習内容及び方法の改善・充実を図る。特に、学校においては、児童生徒が人権について理解を深めることができるよう、授業研究会を行うなどして授業の工夫・改善を図る。

(6) 学習者の自主性の尊重

人権教育は、一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないようにする。

(7) 教育の中立性の確保

教育の中立性を確保するとともに、えせ同和行為等の人権教育の成果を覆すような行為に対して毅然とした対応が取れるようにする。

5 人権教育推進の内容

人権教育の推進に当たっては、学校教育及び社会教育において次の三つの内容を扱うこととする。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、豊かな人間性を育てるとともに、人権意識を高めていくことが大切である。また、これらの内容は、それぞれに相互補完し合うものである。

(1) 人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

ア 一人一人を大切にされた雰囲気や環境づくり（言語環境、学習環境等）

この内容では、「人権が尊重された雰囲気や環境をつくる」ことが大切である。

これは、環境が人を育てるという側面を重視し、学習者を取り巻く環境づくりをとおして人権教育の目標達成に寄与するというものである。自分が一人の人間として大切にされた経験をとおして、自分に自信をもち（自尊感情）、学習意欲を高めたり、自分や他人を大切に感じる感覚を身に付けたりしながら、人権意識を体得していくようにする。そのため、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮する必要がある。

(2) 豊かな人間性に関すること

ア 生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性 など

この内容では、「豊かな人間性を育てる」ことが大切である。

学校教育においては、道徳教育との関連を重視し、社会教育との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験の機会を充実することが大切である。

社会教育においては、家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動の充実を図るとともに、ボランティア活動などの社会貢献活動^{【※9】}が推進されるよう環境整備に努める。また、各種の学級・講座等を通じ、学習者同士の交流を深めることが大切である。

(3) 人権意識に関すること

ア 人権一般【基本的人権（自由権、平等権、社会権等）、個人の尊重、人権の歴史 など】
イ 様々な人権問題【P-16・17 参照】

この内容では、「人権意識を高める」ことが大切である。人権に関する学習といった場合には、一般的にこの内容を主とした学習を指す。

また、その手法として、基本的人権や個人の尊重などの人権一般を扱った「普遍的な視点からのアプローチ」と、様々な人権問題を扱った「個別的な視点からのアプローチ」があり、この両者がいまって、人権尊重の理念についての理解が促され、深まっていくものと考えられる。

学校教育において「様々な人権問題」を扱う場合は、児童生徒の発達の段階に即し、人権に関する現状や学習のねらいを考慮して意図的・計画的に実施することが大切である。なお、幼児の場合は、原則として「人権意識に関すること」の内容は扱わないものとする。

社会教育においては、「様々な人権問題」を意図的・計画的に取り上げることが大切である。その際、学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情及び学級・講座等のねらいや学習者の構成などを踏まえて、課題を取り上げるようにする。

【※9】社会貢献活動

非営利で不特定多数の利益のために自発的に行う活動のこと。例えば、ボランティアやNPO（民間非営利団体）の活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等の地域活動等がある。

栃木県における人権教育推進体系図

【日本国憲法】

【教育基本法】

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】
《人権教育・啓発に関する基本計画》

〔栃木県〕

栃木県人権尊重の社会づくり
条例

栃木県人権尊重の社会づくり
に関する施策の基本方針

栃木県人権施策推進基本計画
(2016～2025)【P-24・25 参照】

〔栃木県教育委員会〕

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育振興基本計画 2020
－教育ビジョンとちぎ－

施策 1 1 人権尊重の精神を育む教育の充実

- 人権教育推進体制の充実に向けた支援
- 人権教育指導者の養成と資質・能力の向上
- 学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進

【三つの内容】

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくれます。

人権尊重の精神の涵養

6 人権教育推進の具体策

人権教育の推進に当たっては、学校教育及び社会教育それぞれの特性を踏まえ、以下に示す指導及び実践の構想に基づき日々の取組を行うことが大切である。

(1) 学校教育

ア 人権教育指導の構想

学校における人権教育の具体的な指導の構想として、基底的指導、直接的指導、間接的指導がある。この三指導は、それぞれが機能し、互いに補完し合うことで、より効果的なものとなる。

【P-10 参照】

【三 指 導】

【基底的指導】

授業を含め、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気づき、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

※ 授業以外にも、休み時間や放課後の部活動等も含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが大切である。

【直接的指導】

各教科等、各教科・科目等の授業において、人権一般や様々な人権問題【P-16・17 参照】を取り上げ、各教科等、各教科・科目等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらい^{〔※10〕}を達成する指導である。

※ 幼児に対しては、原則として直接的指導は行わない。

【間接的指導】

直接的指導以外の授業やすべての保育を通じ、各教科等、各教科・科目等、保育本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」【P-9 参照】につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育てる指導である。

イ 各実施主体の教育実践

学校における人権教育の推進にあたっては、人権教育を教育計画に適切に位置付け、教育活動全体を通じて効果的に行われるよう点検・評価し、改善を図りながら進めていく必要がある。

そこで、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校では、前述の構想（三指導）に基づき、人権教育のねらいの達成を目指して日々の指導を行うことが大切である。

また、幼稚園等においても、日々の保育において基底的指導及び間接的指導を行い、一人一人を大切にしたい指導を実践することが求められる。

〔※10〕人権教育のねらい

本手引における「人権教育のねらい」とは、人権教育の目的、人権教育の目標、学校教育で示す「育てたい資質・能力」及び社会教育における学級・講座等のねらいなどを指す。

ウ 「育てたい資質・能力」

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、直接的指導を通じて、差別解消を図るための資質・能力（「育てたい資質・能力」）を育成していく必要がある。各学校においては、以下に示す5つの項目の趣旨を十分に踏まえ、自校の実態に応じて「育てたい資質・能力」を設定する。

また、発達の段階や各教科等、各教科・科目等の特質に応じて「育てたい資質・能力等」^{【※11】}を学習指導計画に位置付け、重点化を図るなどしながら育成していくことが求められる。

【知性】

○人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性

【判断力】

○偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】

○共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性

【技能】

○互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能

【実践力】

○人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は実践力の中に含まれると考える。

エ 学習指導案への位置付け

「育てたい資質・能力等」を各教科等、各教科・科目等の授業の中で身に付けさせるためには、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「人権教育上の配慮」、「生かしたい児童生徒」を明確にし、学習指導案に位置付けることが必要である。

それぞれの内容については、以下のとおりである。

記載事項	記 載 内 容
「人権教育との関連」	単元の目標、学習内容等と「育てたい資質・能力等」との関わりを述べる。
「人権教育の視点」	本時のねらいや学習内容、指導方法等と「育てたい資質・能力等」との関わりを述べる。
「人権教育上の配慮」	「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力等」を身に付けさせるための支援や配慮事項を学習内容及び指導方法の両方について、本時の指導の展開の中に具体的に記述する。 また、学習指導において人権が尊重された雰囲気や環境づくりに関する配慮事項についても、具体的に記述する。
「生かしたい児童生徒」	「育てたい資質・能力等」に関して、本時の中で意図的に支援を行う児童生徒を設定し、どのようなよさを取り上げたり、どのようなことに配慮したりするかを記述する。

【※11】「育てたい資質・能力等」

「育てたい資質・能力等」とは、直接的指導で身に付けさせる差別解消を図るための資質・能力（「育てたい資質・能力」）と間接的指導及び基底的指導を通じて身に付けさせる「育てたい資質・能力につながる力（資質や能力）」を併せたものである。

人権尊重の精神の涵養

【学校の教育活動全体】

【授業】

直接的指導

各教科等、各教科・科目等の授業において人権一般や様々な人権問題を取り上げ、各教科等、各教科・科目等本来の目標を達成するとともに、自他の人権を尊重し、かつ人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする資質や能力を育成するなど、人権教育のねらいを達成する指導である。

※直接的指導は、原則として幼児に対しては行わない。

「育てたい資質・能力」

【知性】

○人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性

【判断力】

○偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力

【感受性】

○共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性

【技能】

○互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能

【実践力】

○人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は実践力の中に含まれると考える。

間接的指導

直接的指導以外の授業やすべての保育を通じて、各教科等、各教科・科目等、保育本来の目標を達成する中で、「育てたい資質・能力」につながる科学的・合理的なものの見方・考え方、豊かな感性などの資質や能力を育成する指導である。

※間接的指導では、例えば以下に示すような「育てたい資質・能力につながる力（資質や能力）」の育成を目指す。

○個性や文化の多様性、生命の尊さや他の人を思いやることの大切さを理解する力 など

○思い込みや偏見、好き嫌いなどの感情にとらわれず科学的・合理的に判断する力 など

○相手の立場に立って、喜びや悲しみ、怒りなどを素直に受け止めることができる感受性や、他者の心情を想像する力 など

○自分の思いや考えを筋道立てて話したり、話の趣旨を正しく理解しながら聞いたりする技能 など

○生活上の諸問題を主体的に解決しようとする意欲や態度 など

基底的指導

授業を含め、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が相手の立場に立ってものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理的や矛盾に気づき、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

※休み時間や放課後の部活動等も含め、教育活動全体を通じて一人一人を大切にするなど、人権に配慮した指導を実践することが大切である。

(2) 社会教育

ア 人権教育実践の構想

社会教育における人権教育の実践に当たっては、人権教育推進上の努力点を踏まえ、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めていくことが重要である。その際には、直接人権をテーマとした事業に加え、すべての事業を人権の視点から見直し、人権教育推進の三つの内容と関連付けて取り組んでいくことが大切である。

イ 各実施主体の教育実践

各実施主体は、生涯学習推進のための各種施策を通じて、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動の中で、上記の構想を生かしていくことが大切である。

そこで、公民館等の社会教育施設で実施している青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業等に人権教育推進の三つの内容を適切に位置付けたり、教育委員会の事業に指導者研修を位置付けたりすることなどが考えられる。また、その実践に当たっては、参加者がより主体的に学ぶことができるようにすることも大切である。

以下は、県教育委員会が推進している参加体験型の手法を含めた具体的な学習方法の例である。各実施主体は、それぞれのよさを生かしながら、人権に関する学習会・研修会等を計画的に実施していくようにする。

[学習会・研修会等の具体例]

参加体験型

○「ワークショップ」の形式

参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら、人権感覚を磨き人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習方法。参加者自身が自らの知識や体験をもとに積極的に学習会や研修会に関わるため、学びに対する充足感と学習を促進する効果が期待できる。ワークショップは、右の三つの要素から構成され、一貫したねらいのもとに行う。

[ワークショップの三つの構成要素]

- ① **アイスブレイキング**
(学習の雰囲気や下地づくり)
- ② **中心となる活動**
- ③ **ふりかえり**

※ワークショップを構成する一つ一つの活動として、次のような手法が考えられる。

・ゲーム ・シミュレーション ・ロールプレイング ・フォトランゲージ ・ディベート ・ランキング
・ブレインストーミング ・カード分類法 ・バズセッション ・フィールドワーク など

いずれの手法を用いるかは、学習者が主体的かつ効果的に学習できるよう学習者の実態を踏まえて選択することが大切である。

講義型

○「講演会」「シンポジウム」「対談」等の形式

大勢の参加者に対して、人権に関する多くの知識や情報を提供できる学習方法。講師の豊富な知識や経験を伝達するには有効である。

○「啓発映画」「コンサート」等の形式

大勢の参加者に対して、映像・歌・音楽・語りなどをとおして、人権尊重や人の優しさ、生きることのすばらしさなどを感性に訴えていく学習方法。主催者が映画やコンサート等を通して参加者に感じ取ってほしいことを演奏前や幕間で伝えると効果的である。

広報紙型

○「啓発冊子」等の形式

学習者が時間の制限なく、いつでもどこでも人権に関する情報や知識等を学ぶことができる学習方法。各自治体が発行する広報誌等をはじめ、市町教育委員会や学校からの各種たより等による地域住民や保護者への啓発活動などもこの形式による。

II 人権教育主要事業

人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動を推進していくために、「栃木県教育振興基本計画 2020 -教育ビジョンとちぎ-」に基づき、以下の事業を展開していく。【P-23 参照】

1 人権教育推進体制の充実に向けた支援

県内のすべての学校や地域で人権教育がさらに効果的に展開できるよう、人権教育推進体制の充実に向けた支援に努める。

(1) 局内等の連携

すべての学校やすべての地域で人権教育が積極的に推進されるよう、下記の諸会議等を開催し、推進体制の充実を図る。

- ア 人権教育推進会議（総務課：1回）
- イ 局内人権教育担当者連絡会議（総務課：4回）
- ウ 人権教育担当者連絡会議（総務課：3回）
- エ 人権教育担当指導主事会議（学校教育課：3回）
- オ 人権教育担当社会教育主事会議（生涯学習課：2回）

(2) 市町教育委員会等関係機関との連携

下記の諸会議等の開催を通じ、県教育委員会、市町教育委員会、関係機関等の役割分担を明らかにするとともに、相互の連携・協調を深めながら人権教育推進体制の充実を図る。

- ア 栃木県市町教育委員会教育長会議（教育長人権教育連絡会議）（総務課：1回）
- イ 人権教育研究推進事業運営協議会（総務課：3回）
- ウ 市町生涯学習・社会教育・児童生徒文化行政主管課長会議（生涯学習課：1回）
- エ 地区指導主事連絡会議等（学校教育課：7地区で各々）
- オ 人権教育地区別指導者研修（生涯学習課：7地区で各々）

(3) 市町教育委員会や学校への支援

市町教育委員会や学校における人権教育推進体制の充実に向けた支援を行う。

- ア 人権教育推進のための支援訪問（総務課：随時）

2 人権教育指導者の養成と資質・能力の向上

人権教育に携わる指導者を養成するとともに、指導者としての資質・能力の向上を図る。

(1) 各種指導者研修会等の開催

下記の諸研修等を開催し、指導者の資質・能力の向上を図る。

- ア 総合教育センター
 - (ア) 人権教育指導者専門研修（生涯学習部：6日間）
 - (イ) 基本研修〔初任者研修、新規採用養護教諭研修、新規採用学校栄養職員研修、新規採用事務職員研修、新規採用実習助手研修、教職5年目研修、養護教諭5年目研修、栄養教職員5年目研修、事務職員5年目研修、中堅教諭等資質向上研修、中堅養護教諭資質向上研修、中堅栄養教職員資質向上研修、中堅事務職員資質向上研修、教職20年目研修、養護教諭20年目研修、栄養教職員20年目研修〕（研修部：各1回）
 - (ウ) 専門研修〔新任校長研修、新任教頭研修、新任係長級事務長研修〕（研修部：各1回）
 - (エ) 新規採用幼稚園教諭等研修（幼児教育部：1回）
 - (オ) 栃木県教育研究発表大会 人権教育部会（生涯学習部：1回）

イ 関係各課及び各教育事務所

- (ア) 人権教育推進のための支援訪問〔再掲〕
- (イ) 人権教育推進担当者研修会（総務課：1回）
- (ウ) 性的マイノリティの理解と対応のための研修会（総務課：1回）
- (エ) 児童虐待に対応するための研修会（総務課：1回）
- (オ) 人権教育担当者スキルアップ研修（総務課：1回）
- (カ) デートDVを考える研修会（総務課：1回）
- (キ) 性暴力について考える研修会（総務課：1回）
- (ク) 各教科等担当指導主事研修会（人権教育）（学校教育課：2回）
- (ケ) 高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会（学校教育課：2回）
- (コ) 地区別人権教育研修会（学校教育課：7地区で各1回）
- (サ) 社会教育指導員研修会（生涯学習課：1回）
- (シ) 人権教育推進のための市町担当者等支援事業
 - ・人権教育指導者一般研修（生涯学習課：7地区で各1回）
 - ・人権教育地区別指導者研修〔再掲〕

(2) 内地留学生の派遣

人権教育の中核的指導者を養成するため、宇都宮大学に教員を派遣する。

ア 小・中学校〔半年間 … 8名〕

3 学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進

人権について理解を深め人権意識を高められるよう、学習内容及び方法の改善・充実を図るとともに、人権啓発の推進に努める。

(1) 研究会・研修会の実施及び研究の指定

学習内容及び方法の改善・充実を図るため、下記の研修会等を実施する。また、実践的な研究の推進のための指定を行う。

- ア 人権教育推進のための支援訪問〔再掲〕
- イ 人権教育推進担当者研修会〔再掲〕
- ウ 人権教育担当者スキルアップ研修〔再掲〕
- エ 各教科等担当指導主事研修会（人権教育）〔再掲〕
- オ 高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会〔再掲〕
- カ 地区別人権教育研修会〔再掲〕
- キ 社会教育指導員研修会〔再掲〕
- ク 人権教育推進のための市町担当者等支援事業〔再掲〕
 - (ア) 人権教育地区別指導者研修〔再掲〕
- ケ 研究の指定
 - (ア) 人権教育研究学校指定事業（県単事業）

学校教育における人権教育の改善・充実を図るため、研究学校を指定し、人権教育の実践的研究の推進に努める。

 - ① 2019・2020年度指定
 - ・未定

(イ) 人権教育研究指定校事業（文部科学省委託事業）

人権意識を培うための学校教育の在り方について、県教育委員会との連携・協力のもとで幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善・充実を図る。

① 2018・2019年度指定

- ・那須塩原市立黒磯小学校
- ・足利市立坂西北小学校

② 2019年度指定

- ・日光市立南原小学校（予定）
- ・野木町立新橋小学校（予定）

③ 人権教育研究推進事業運営協議会〔再掲〕

(ウ) 人権教育総合推進地域事業（文部科学省委託事業）

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を県教育委員会との連携・協力のもとで推進し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図る。

① 2017・2018・2019年度指定

- ・上三川町（本郷中学校区）

② 2018・2019年度指定

- ・足利市（愛宕台中学校区）

③ 2019年度指定

- ・那須町（那須中央中学校区）（予定）

④ 人権教育研究推進事業運営協議会〔再掲〕

コ 参加体験型の手法を取り入れた学習の推進

(ア) 人権教育担当者スキルアップ研修〔再掲〕

サ 校内授業研究会の促進

シ 交流及び共同学習の推進

ス 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校間の連携

セ 各実施主体への支援

(2) 啓発活動の推進

学校及び関係機関との連携のもとに啓発活動を積極的に推進する。

ア 人権に関する作文・イラストの募集・審査・表彰

イ 講演会等の実施

(ア) 人権教育指導者一般研修〔再掲〕

ウ 保護者用啓発資料「人権の窓」（文部科学省委託事業に関わる小・中学校）

エ 社会教育関係団体への指導・助言

オ 人権教育に関するテレビ番組の制作・放映

(3) 資料の作成と活用促進

人権教育の充実を図るため、指導資料等の計画的な作成及びその活用を促進する。

ア 指導・学習資料の作成

(ア) 人権教育推進の手引

(イ) 人権に関する文集「あすへのびる」－第39集－

- ・人権に関する文集編集委員会(作文部会)（総務課：2回）
- ・人権に関する文集編集委員会(イラスト部会)（総務課：1回）

(ウ) 児童生徒用学習資料「人権の窓」〔小6・中2・高1〕

- (エ) 県立学校人権教育関係資料
- (オ) 人権に関する社会教育指導資料
- イ 啓発資料の作成
 - (ア) 人権に関する文集「あすへのびる」－第39集－〔再掲〕
 - ・人権に関する文集編集委員会(作文部会)〔再掲〕
 - ・人権に関する文集編集委員会(イラスト部会)〔再掲〕
 - (イ) 保護者用啓発資料「人権の窓」(文部科学省委託事業に関わる小・中学校)〔再掲〕
 - (ウ) 人権教育だより第51・52号(ホームページ掲載)
 - (エ) 人権教育に関するテレビ番組の制作・放映〔再掲〕
- ウ 活用の促進
 - (ア) ホームページ等による情報提供
< <http://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/jinkenkyouiku/index.html> >
 - (イ) 人権に関するイラスト展示パネルの貸出
(最寄りの教育事務所、または総務課人権教育室 028-623-3363 へ)
 - (ウ) 小・中学校人権教育指導資料
 - (エ) 人権に関する社会教育指導資料

(4) 視聴覚教材及び図書の活用促進

人権教育の推進に資するための教材として、DVDや図書等の活用を促進する。

Ⅲ 参考資料

様々な人権問題

女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文化している（第24条）。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会的に根強く残っていることから、就職の際や職場における昇進の際の差別など、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受ける問題がある。また、夫・パートナー・恋人からの暴力（DV、デートDV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの問題もある。

子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされている。子どもの人権に関わる問題には、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などがある。また、学校においては、子どもたちの間のいじめ、暴力行為、不登校、教師による児童生徒への体罰などの問題がある。平成28年6月に児童福祉法の一部が改正・施行され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明文化された。

高齢者

我が国においては、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として社会の高齢化が急速に進み、本格的な超高齢社会を迎えている。こうした状況の中、高齢者に対しては就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待や財産を本人に無断でその家族等が処分するなどの問題がある。

障害者

障害のあるなしにかかわらず、誰もが、家庭や地域、学校、職場などで共に日常生活を営み、共に幸福な人生を目指して暮らす社会が、あたりまえの社会であるという考え方をノーマライゼーションという。このノーマライゼーションの考え方を基本理念とした「障害者基本法」では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」を規定している。しかし、現実には就職に際して不当な扱いを受ける問題のほか、入居や入店が拒否される問題、施設における劣悪な処遇や身体的虐待などの問題がある。こうした、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日から施行された。

同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、今なお、特定の地域出身や、そこに住んでいることを理由に差別を受けるなどの問題を同和問題という。同和問題に関する国民の差別意識は、昭和40年の同和对策審議会答申以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んできた。しかし、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの、そのような差別意識は依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、インターネットを利用した差別情報の掲載などの問題もある。平成28年12月に部落差別のない社会の実現を目指して、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

外国人

諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としているものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障している。政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化、価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。しかし、現実には、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否の問題のほか、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動（いわゆるヘイトスピーチ）などの問題がある。こうした問題に対し、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。日常生活や職場・医療現場における差別問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題がある。HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ウイルスによって身体の免疫機能を侵される病気のことをエイズという。また、ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在は治療方法が確立している。

犯罪被害者とその家族

犯罪加害者の人権に比べて「忘れられた存在」ともいわれてきたのが、犯罪被害者とその家族の人権問題である。犯罪の被害者やその家族は、事件によって命を奪われる、身体を傷つけられるといった直接的な被害を受けるだけではない。捜査活動や裁判に伴う精神的・経済的負担にさらされるほか、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、事件に遭ったことによる精神的ショック、あるいは心ない人々による風評被害、マスメディアの興味本位の報道によるプライバシーの侵害など二次的な被害の問題がある。

インターネットによる人権侵害

インターネットや電子メールが急速に普及し、私たちの生活は非常に便利で効率的なものへと変化した。最近では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用者も増加し、情報発信・受信手段が多様化している。その反面、気軽に自由に情報発信できるその特性の悪用により、誰かを傷つけたり、トラブルに巻き込まれたりするケースが多発しており、深刻な問題となっている。例えば、本人の前では口にはできないような誹謗中傷を掲示板に投稿したり、個人のプライバシーに関わる情報を掲載したりするなどの問題がある。

災害に伴う人権問題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も多くの人々が避難生活を余儀なくされている。この事故では、被災された人々に対する偏見や差別、風評による心ない嫌がらせ等の問題が発生した。

また、本県においても平成 27 年の台風 18 号による大雨に伴い、県内 15 市町の 6 万を超える世帯に避難勧告が出され、多くの人々が避難所生活を送った。災害発生時の避難所においては、プライバシーの確保の問題をはじめ、高齢者や障害者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする人々がより一層厳しい状況に置かれるという問題がある。

アイヌの人々

北海道を中心に、昔から日本に住んでいたアイヌの人々は、独自の豊かな文化や伝統を築き上げてきた。しかし、明治維新以降、土地を奪われたり、アイヌ語の使用が禁じられたりするなどの同化政策が行われ、その結果、民族としての誇りを奪われることになった。その後、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、平成 9 年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が推進されている。しかし、結婚や就職に際しての差別の問題のほか、差別発言などの問題がある。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が真に更正し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更正意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせない。しかし、刑を終えて出所した人は、本人に更正の意欲があっても、周囲の人々からの偏見や差別意識によって、現実的に社会復帰の機会が与えられない場合がある。また、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題もある。

性的指向・性同一性障害者（LGBT^[※11]）にかかわる人権問題

性的指向とは、恋愛の対象が異性、同性、両性のどこに向かうかをいう。これは、人によって様々であり、異性を愛する人だけでなく、同性や両性を愛する人もいる。また、「体の性」と「心の性」とが一致しない性同一性障害のある人もいる。平成 16 年から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者のうち一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになったが、性の多様性への理解の不足から心ない好奇の目で見られたり、偏見や差別を受けたりするなどの問題がある。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

過去の厳しい雇用情勢など様々な理由から、自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされている人々がいる。平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行されたが、これらの人々は、偏見や差別の対象になり、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題がある。また、生活困窮者は病気で働けない、負債を抱えているなど複合的な課題を抱えているケースもあり、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないなどの問題がある。

北朝鮮当局による拉致問題等

1970 年代～80 年代にかけて北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）によって日本人が拉致された問題である。政府は、これまでに 17 名を拉致被害者として認定している。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行された。

【参考資料】

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月）閣議決定 「人権について考える」（平成 30 年 10 月）栃木県
「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」（平成 28 年 3 月）栃木県

[※11] LGBT

LGBT とは、女性の同性愛者を表す Lesbian、男性の同性愛者を表す Gay、両性愛者を表す Bisexual、「体の性」と「心の性」の不一致等を意味する Transgender の頭文字をとった言葉である。

人権教育関係研修予定一覧

※人権教育室主催の研修会は、個別の開催要項で詳細を御確認ください。

※各教育事務所が主催する研修会は、別途御確認ください。

担当	研修名	目的	テーマ・内容
総務課 人権教育室	市町教育委員会教育長会議（教育長人権教育連絡会議）	本県の推進する人権教育への理解を深めるとともに、人権教育推進上の課題を共有する。	・行政説明「本県の推進する人権教育について」 ・講話等
	人権教育担当者連絡会議	県教育委員会の人権教育担当者が指導・支援の充実に向けた共通理解の促進を図るとともに、指導者としての資質・能力の向上を図る。	・講話、協議等
	人権教育推進のための支援訪問	要請に応じて県教育委員会の人権教育担当者等が出向き、教職員や市町人権教育担当者等の支援を行う。	・講話、ワークショップ等
	人権教育推進担当者研修会	小・中・高・特別支援学校の人権教育主任等を対象に、人権教育推進上の課題の解決や学習内容及び方法の改善・充実に向けた研修を行う。	・講話、協議等
	性的マイノリティの理解と対応のための研修会	小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、性的マイノリティの児童生徒の心情に配慮した相談体制の充実に向けた研修を行う。	・講話、協議等
	児童虐待に対応するための研修会	幼・小・中・高・特別支援学校の管理職等を対象に、早期発見や適切な対応の在り方等をはじめ、児童虐待への組織としての対応力を向上させるための研修を行う。	・講話等
	人権教育担当者スキルアップ研修	人権教育研究推進事業運営協議会委員、市町の指導主事、社会教育主事、人権教育行政担当者、県の指導主事、社会教育主事等を対象に、より専門的な知識・技能を習得するための研修を行う。	・講話、演習等
	デートDVを考える研修会	小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、デートDVの現状や支援方法について理解を深めるとともに、児童生徒への具体的な指導の在り方について学ぶための研修を行う。	・講話、協議等
	性暴力について考える研修会	小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、性暴力についての正しい認識や未然防止対策、児童生徒が被害に遭った場合の適切な対応に向けた研修を行う。	・講話等
学校教育課	地区別人権教育研修会（各教育事務所）	人権教育の進め方について、各小・中学校の理解を図るとともに、人権教育の現状や課題、具体的な指導の在り方について研究協議等を行い、人権教育の充実を図る。	・講話、協議、啓発映画視聴、ワークショップ等
	高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会	人権教育実践上の課題や具体的な指導の在り方について、研究協議をとおして理解を深め、各学校における人権教育の充実を図る。	・講演と講話、人権教育研究学校及び内地留学報告、グループ別研究協議等
	各教科等担当指導主事研修会（人権教育）	人権教育を担当している県内の義務教育関係指導主事を対象に、研修会を実施し、資質の向上を図る。	・講話、情報交換等
生涯学習課	人権教育指導者一般研修（各教育事務所）	人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育を効果的に推進する指導者を育成する。	・講演、シンポジウム、人権作文発表、啓発映画視聴等
	人権教育地区別指導者研修（各教育事務所）	各地区において人権教育の推進を図るための方策や取組について検討するとともに、支援方法等の研修を行い、地域の指導者、市町の人権教育担当者の資質の向上を図る。	・講話、事例発表、ワークショップ研修、研究協議、情報交換、啓発映画視聴等

担当	研修名	目的・テーマ・内容	
総 合 教 育 セ ン タ ー	人権教育指導者専門研修	人権尊重の精神の涵養を図るため、指導者としての資質・能力の向上を目指すとともに、教育・啓発を効果的に進めるための方策について研修する。また、生涯学習の観点に立ち、学校教育と社会教育の連携と相互協力を図りながら今後の人権教育の一層の推進を目指す。	
	第1日 6/13	・講話「本県の人権教育推進の在り方」 ・事例発表「市町における人権教育の取組」 ・講話「人権教育の視点」	
	第2日 A:6月下旬 B:7月上旬	・現地研修「同和問題を考える」(A、Bより1回選択) 視察、講話、体験発表、情報交換	
	第3日 7/25	・演習「参加体験型学習を取り入れた人権教育」 ・現地研修「人権意識を高めようⅠ～施設の見学を通して～」	
	第4日 8月上旬	・演習「人権意識を高めようⅡ」【栃木県社会福祉協議会との合同開催】	
	第5日 9/6	・研究協議・演習「人権学習を企画しようⅠ」	
	第6日 9/17	・研究協議・演習「人権学習を企画しようⅡ」 ・講話「人権が尊重された社会をつくるために」	
部	初任者研修 (小・中) 4/3 (高・特) 9/12 新規採用養護教諭研修 8/9 新規採用学校栄養職員研修 4/3 新規採用事務職員研修 (小・中) 9/19 新規採用実習助手研修 4/3	・人権教育について理解し、人権教育を実践していく自覚をもつことができる。	講話「人権教育の実践」
	教職5年目研修 (小・中) 6/20 養護教諭5年目研修 6/20 栄養教職員5年目研修 10/7 事務職員5年目研修 (小・中) 10/7	・人権教育について理解を深め、人権感覚を磨き、人権教育を展開していく自覚をもつことができる。	講話「人権感覚を磨く教育活動の展開」
	中堅教諭等資質向上研修 (小・中) 9/9 (高・特) 10/8 中堅養護教諭資質向上研修 6/11 中堅栄養教職員資質向上研修 (小・中) 12/16 中堅事務職員資質向上研修 (小・中) 7/1	・人権教育について理解を深め、他の教職員と協働しながら人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	講話「学校全体の視点に立った人権教育の推進」
	教職20年目研修 (小・中) 7/12 (高・特) 6/25 養護教諭20年目研修 7/12 栄養教職員20年目研修 7/12	・人権教育について理解を深め、学年や学校全体において人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	講話「学校全体を見通した人権教育の推進」
	新任校長研修 (小・中・高・特) 4/16	・人権教育への取組とその課題について理解を深め、学校運営の責任者として人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	講話「人権教育の推進と校長の役割」
	新任教頭研修 (小・中) 8/22 (高・特) 11/8	・人権教育への取組とその課題について理解を深め、教頭として人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	講話「人権教育の推進と教頭の役割」
	新任係長級事務長研修 (小・中) 7/1	・人権教育への取組とその課題について理解を深め、事務長として人権教育を推進していく自覚をもつことができる。	講話「人権教育の推進と事務長の役割」
	幼児教育部 新規採用幼稚園教諭等研修 7/31	・人権教育について理解し、人権意識を高め、人権教育の視点を踏まえた保育を実践していく自覚をもつことができる。	講話「一人一人を大切にす る教育」

人権教育関係 DVD 教材一覧

2019年3月現在

【凡例】 タイトル：(字) 字幕あり (副) 副音声あり 時間：上映時間 年：制作年 ☆：文部科学省選定

No.	タイトル	時間	企画/テーマ	年	備考
1	平成 29 年度とちぎの高校生人権映像作品コンクール	計 11 分	栃木県教育委員会/人権一般	2017	県内中学校、高等学校、特別支援学校等へ配布（活用例付き）
2	平成 28 年度とちぎの高校生人権映像作品コンクール	計 15 分	栃木県教育委員会/人権一般	2016	
3	平成 27 年度とちぎの高校生人権劇場事業発表会	計 97 分	栃木県教育委員会/人権一般	2015	
4	平成 26 年度とちぎの高校生人権劇場事業発表会	計 87 分	栃木県教育委員会/人権一般	2014	
5	平成 25 年度とちぎの高校生人権劇場事業発表会	計 171 分	栃木県教育委員会/人権一般	2013	
6	平成 24 年度とちぎの高校生人権劇場事業発表会	計 106 分	栃木県教育委員会/人権一般	2012	
7	雲が晴れた日	53 分	栃木県教育委員会/人権一般	1999	
8	直子のブローチ	23 分	栃木県教育委員会/同和問題	1991	
9	輝ける山脈	60 分	栃木県教育委員会/同和問題	1981	
10	めぐみ (字) ☆※	25 分	政府拉致問題対策本部/拉致問題	2008	政府拉致問題対策本部ホームページより 9 カ国語ダウンロード可能
11	拉致～許されざる行為～北朝鮮による日本人拉致の悲劇	計 29 分	政府拉致問題対策本部/拉致問題	2007	9 カ国語収録、ダイジェスト版収録
12	人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくっていくには (字)	計 42 分	内閣府男女共同参画局/デートDV	2009	指導者用コンテンツ収録
13	あなたが あなたらしく生きるために (字) (副)	計 30 分	人権教育啓発推進センター/性的マイノリティ	2014	活用の手引付き、法務省チャンネル視聴可能
14	同和問題～過去からの証言、未来への提言～ (字) (副)	計 80 分	人権教育啓発推進センター/同和問題	2014	指導者用コンテンツ収録、活用の手引付き、法務省チャンネル視聴可能
15	ハンセン病～過去からの証言、未来への提言～ (字) (副)	計 76 分	人権教育啓発推進センター/ハンセン病	2015	英語字幕あり、指導者用コンテンツ収録、活用の手引付き、法務省チャンネル視聴可能
16	すべての人々の幸せを願って～国際的視点から考える人権～ (字) (副)	計 35 分	人権教育啓発推進センター/人権一般、女性、子ども、障害者、外国人	2015	

※「10 めぐみ」を活用された場合、次項のアンケートに御協力ください。

【問い合わせ先（借用手続・内容確認等）】

栃木県教育委員会総務課人権教育室（県庁内） 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 TEL028 (623) 3363

その他の視聴覚教材については、県視聴覚ライブラリー（総合教育センター内 TEL028-665-7207 とちぎレインボーネット視聴覚教材情報検索 <https://www.tochigi-edu.ed.jp/search/material/>）、県人権施策推進室（県庁内 TEL028-623-3027 人権啓発ビデオソフト一覧 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/jinken-video.html>）等へお問い合わせください。

年 月 日

内閣官房 拉致問題対策本部事務局 政策企画室 行
(FAX: 03-3581-6011)

都道府県名 _____

市区町村名 _____

学校(施設)名 _____

(国公立の別: ・国立 ・公立 ・私立)

アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

1. 視聴されたのは、アニメ「めぐみ」、映画「めぐみ」のどちらですか。(該当するものに○を付してください。)

アニメ「めぐみ」() ・ 映画「めぐみ」()

2. どなたが視聴しましたか。(該当するものすべてに○を付してください。)

児童・生徒() 教職員() 保護者() 地域住民()
その他(具体的に記入してください)()

3. 上記2. で「児童・生徒」に○を付した場合、次の(1) (2)にご回答ください。

- (1) 教育課程上、次のどれに該当しますか。(該当するものすべてに○を付してください。)

教科の指導の中() 道徳(人権教育を含む)() 総合的な学習の時間()
特別活動(具体的に記入してください)()
その他(具体的に記入ください)()

- (2) 視聴した学年に、○を付してください。

全学年() 1年生() 2年生() 3年生()
4年生() 5年生() 6年生()

4. その他、アニメまたは映画をご覧になったご感想、ご意見等をご記入ください。

アニメ、映画について:

職員の説明等について:

※この様式のワードファイルの送付を希望する場合は、上記事務局までご連絡ください。
※このアンケートの集計結果については、公表する場合がありますので予めご承知おきください。
ご協力、有り難うございました。

人権教育をめぐる国内外の動き

	栃木県教育委員会・栃木県の動き	国連・国の動き
平成 12 年(2000)	○「栃木県人権・同和問題意識調査」(8月)	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の公布・施行(12月)
平成 13 年(2001)	○「 とちぎ教育振興ビジョン 」の策定(3月) (5本柱の1つ:人権を尊重する教育の推進) ○栃木県人権教育・啓発推進行動計画の策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について」(意見具申)(10月) ○「 栃木県人権教育基本方針 」の決定(11月)	
平成 14 年(2002)	「 栃木県人権教育基本方針 」の実施(同和教育から人権教育へ)(4月)	○「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定 ○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の失効
平成 15 年(2003)	○「栃木県人権尊重の社会づくり条例」施行(4月)	
平成 16 年(2004)		○「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」の公表(6月) ○「 人権教育のための世界計画 」決議を採択(国連総会)(12月)
平成 17 年(2005)	○「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」の策定(3月)	○「 人権教育のための世界計画 」第一フェーズ(2005年~2009年)
平成 18 年(2006)	○「 とちぎ教育振興ビジョン(二期計画) 」の策定(3本柱の1つ:「互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指す人権教育の推進) ○「栃木県人権施策推進基本計画」の策定(3月)	○「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」の公表(1月) ○ 国連人権委員会が国連人権理事会に改組・昇格 (6月)
平成 20 年(2008)		○「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表(3月)
平成 21 年(2009)		○「人権教育の推進に関する取組状況調査結果について」公表(10月) (平成21年1月抽出調査実施)
平成 22 年(2010)	○「人権に関する県民意識調査」(7月)	○「 人権教育のための世界計画 」第二フェーズ(2010年~2014年)
平成 23 年(2011)	○「 とちぎ教育振興ビジョン(三期計画) 」の策定(6視点の1つ:「 人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進 」)(3月) ○「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」の策定(3月)	○「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権教育・啓発に関する基本計画に追加することを閣議決定(4月) ○「 人権教育及び研修に関する宣言 」を採択(国連総会)(12月)
平成 25 年(2013)		○「人権教育の推進に関する取組状況調査結果について」公表(10月) (平成25年2月抽出調査実施)
平成 27 年(2015)		○「 人権教育のための世界計画 」第三フェーズ(2015年~2019年)
平成 28 年(2016)	○「 栃木県教育振興基本計画 2020-教育ビジョンととちぎ- 」の策定(15の基本施策の1つ:「 人権尊重の精神を育む教育の充実 」)(2月) ○「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」の策定(3月)	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行(4月) ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の公布・施行(6月) ○「部落差別の解消の推進に関する法律」の公布・施行(12月)

基本施策 11 人権尊重の精神を育む教育の充実**施策の方向**

本県では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的として、学校教育、社会教育及び家庭教育相互の連携を図りながら、人権教育の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかしながら、同和問題などに見られる差別意識が今も根強く残るほか、いじめや虐待など子どもの人権をめぐる問題は、依然として深刻な状況にあります。また、性的マイノリティやいわゆるヘイトスピーチの問題など、新たな課題も生じてきています。

そこで、全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、家庭や地域における人間関係の基盤として自他の人権を尊重し合えるよう、人権教育の一層の充実と人権啓発の推進を図っていきます。

〔主な取組〕**(1) 人権教育推進体制の充実に向けた支援**

- 市町教育委員会や関係機関等と連携・協力を深めるため、人権教育推進の課題や方向性などを明らかにし、市町教育委員会や学校に対して、その実態に応じた支援を行います。

(2) 人権教育指導者の養成と資質・能力の向上

- 近年顕在化している課題も含めた様々な人権問題の現状を正しく認識することや、人権感覚を磨き人権意識を高揚させること等を目的に、学校教育及び社会教育における人権教育指導者の研修会を実施します。
- 市町教育委員会が開催する各種研修や学校の校内研修等を支援します。

(3) 学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進

- 人権教育の実践的な研究を行い、参加体験型の学習を積極的に取り入れるなど、人権について理解を深め、人権感覚を磨くための学習内容・方法の改善を図ります。
- 様々な人権問題への理解を深め、人権意識を高めることができるよう、生涯の各時期に応じた学習・啓発資料を作成・活用し、人権教育の充実と人権啓発の推進に努めます。

第1章 基本的な考え方

基本計画(2016～2025)策定の背景・趣旨

- 栃木県では、平成15年に「**栃木県人権尊重の社会づくり条例**」を施行するとともに、「**栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針**」を策定しました。平成18年には、この基本方針に基づき「**栃木県人権施策推進基本計画**」を策定し、平成23年にはこの計画を改訂して、各種人権施策を総合的に推進してきました。
- これまで、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題等に関する様々な人権課題に取り組んできましたが、依然として、児童虐待や配偶者からの暴力、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が生じています。また、国際化、少子高齢化、情報化などに伴い、新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきています。
- 不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、平成27年度をもって推進期間が終了する「**栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)**」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえて新たな「**栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)**」を策定しました。

基本計画(2016～2025)の推進期間

この基本計画の推進期間は、平成28(2016)年度からの10年間とし、中間年に見直すこととします。

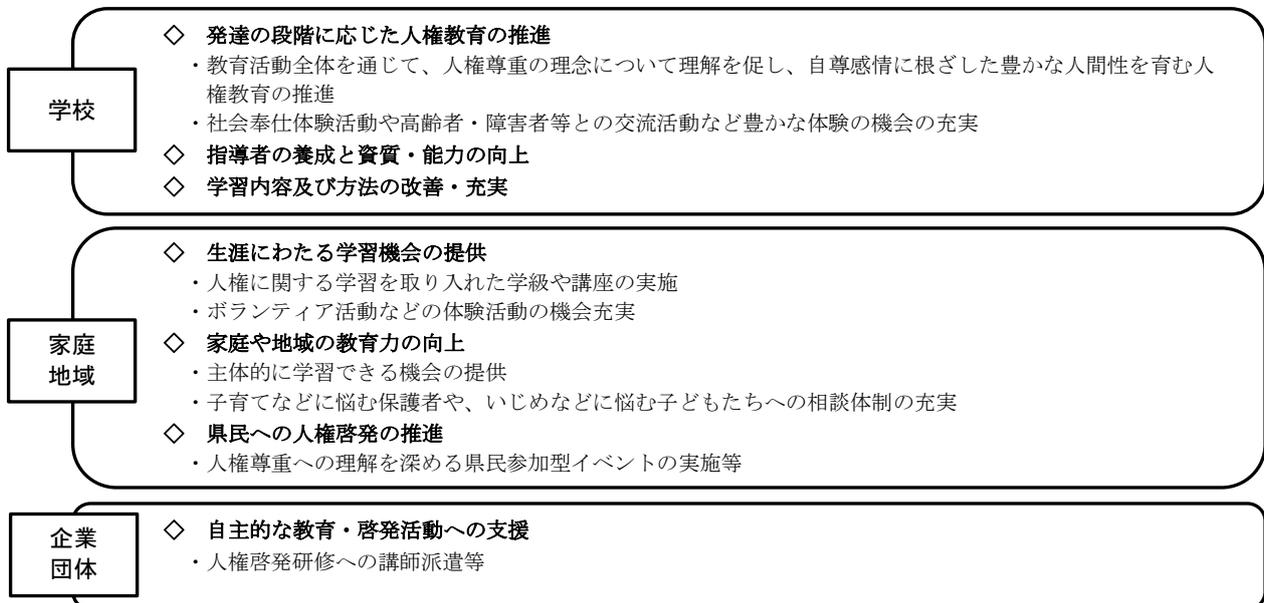
第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

- 一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
- 誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
- 一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、共生できる社会
の実現を目指し、各種人権施策を総合的に推進します。

人権教育及び人権啓発

あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発の推進

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。



特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進

行政職員、教員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者、マスメディア関係者などに対する研修等の実施及び支援を行います。

相談・支援

- ◇ 相談窓口の機能の充実と関係機関の連携強化
- ◇ 相談員等の人材育成
- ◇ 各相談窓口に関する情報発信の充実

第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性

女性に対するあらゆる暴力が根絶され、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、性別による差別がなく、男女が平等でお互いの人権が尊重される男女共同参画社会の実現が求められています。

- ◇ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
- ◇ 男女の人権の尊重
 - ・女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発
 - ・相談支援体制の充実等
 - ・性の尊重

子ども

県民一人ひとりが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

- ◇ 子どもの人権の尊重
 - ・県民意識の醸成
 - ・「心の教育」の推進
- ◇ いじめ・暴力、体罰などの問題に関する取組の推進
- ◇ 児童虐待防止対策の充実
 - ・児童虐待防止のための体制整備
 - ・虐待を受けた子どもの自立支援
- ◇ 子育て環境づくりの推進
- ◇ 子どもの貧困対策の推進

高齢者

援護を必要とする高齢者を地域全体で支えていく仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

- ◇ 高齢者の人権の尊重
- ◇ 高齢者の尊厳の確保
- ◇ 自立支援と生きがいづくりの推進
- ◇ 高齢者に配慮した生活環境の確保

障害者

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。

- ◇ 共生社会の実現
 - ・障害及び障害者に対する理解の促進
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進
 - ・権利擁護の促進
 - ・障害者虐待の防止
- ◇ 障害者が安心して暮らせる環境の確保
- ◇ 障害者の社会参加の促進
- ◇ 特別支援教育の充実

同和問題

すべての人の基本的な人権の尊重という視点に立って、引き続き同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められています。

- ◇ すべての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進
 - ・人権啓発の推進
 - ・人権教育の推進
- ◇ えせ同和行為の排除

外国人

外国人と日本人が、相互に理解を深め、お互いの多様な文化や習慣、価値観などの違いを認め合い、国籍や人種、民族を問わず、すべての人の人権を尊重し合う共生社会を実現することが求められています。

- ◇ 外国人の人権の尊重
 - ・共生意識の醸成
 - ・国際感覚豊かな人材の育成
- ◇ 在県外国人支援の充実
 - ・外国人にもわかりやすい情報提供の促進
 - ・相談体制の充実
 - ・日本語学習の促進
 - ・外国人の適正就労の推進
 - ・外国人から意見を聴く機会の拡充

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

エイズやハンセン病に対する理解不足に基づく偏見や差別を解消し、感染者等が安心して医療を受けることができ、自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

- ◇ 偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進
 - ・エイズに関する正しい知識と理解の普及
 - ・ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及
- ◇ 相談・支援体制の整備

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者等が、その受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活が営んでいけるよう犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが求められています。

- ◇ 犯罪被害者等のニーズに応じた対応
- ◇ 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化
- ◇ 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成

インターネットによる人権侵害

- ◇ インターネット利用のマナーやモラルについての教育・啓発活動の充実
- ◇ 適切な情報管理
- ◇ 法務局や市町との連携による差別的表現の流布や人権侵害情報の掲載への対応

災害に伴う人権問題

災害時に、被災者一人ひとりの人権をいかに確保していくかが求められています。

- ◇ 被災者の視点に立った対策や支援体制づくり
- ◇ 人権尊重視点に立った復旧・復興への取組

その他の人権問題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題、ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題、北朝鮮当局による拉致問題や、今後、社会環境の変化等に伴い新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

第4章 計画の推進

- ◇ 県の推進組織
 - ・「栃木県人権施策推進本部」のもと総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。
- ◇ 国及び市町との連携
 - ・「栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会」のもと法務局や人権擁護委員連合会との連携・協力により啓発活動を推進します。
 - ・市町が行う人権啓発活動への積極的な支援を行います。
- ◇ 企業・団体等との連携
 - ・県民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等との連携及び協働により、人権が尊重される社会の実現に努めます。
- ◇ 計画のフォローアップ
 - ・計画の推進状況について、毎年度「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などで検証を行い、施策の更なる推進に反映するよう努めます。

〔県教育委員会発行の指導・啓発資料等〕

- ・「人権教育推進の手引」
- ・「人権教育指導者用リーフレット」
- ・「人権に関する文集『あすへのびる』」
- ・「人権の窓」（小6・中2・高1 児童生徒用学習資料、保護者用啓発資料）
- ・「小・中学校人権教育指導資料」
- ・「県立学校人権教育関係資料」
- ・「人権に関する社会教育指導資料」
- ・「人権教育だより」（栃木県公式ホームページから検索）
- ・「とちぎの高校生人権映像作品コンクール入賞作品DVD」 等

《表紙イラスト》平成30（2018）年度人権に関するイラスト入賞作品

題名：「集まり形づくられる心」

作者：栃木市立栃木東中学校3年 池嶋 俊平さん

作者コメント：

小さな花が集まって、一つの木を、形を、作り出している。どれか1つが欠けると、その形は完成しない。社会も同じく、小さくはかない存在が集まって、平等かつ平和な世界になって欲しい。そんな願いを込めて制作しました。

人権教育推進の手引

平成31（2019）年4月

◆編集発行◆

栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局

総務課人権教育室

TEL028-623-3363

考えよう人権 育てよう人権意識

一人権尊重の精神を育む教育の推進



人権が尊重された雰囲気や環境をつくれます

栃木県教育委員会